

くらしと健康の調査データセット利用申請審査基準

平成 22 年 5 月 17 日
通達 20 号

改正 平成 25 年 6 月 28 日 平成 25・6・25 独経研第 7 号

独立行政法人経済産業研究所機密データセット保護管理規程(規程第 36 号、以下「規程」という)第 3 条第 6 項に基づき、くらしと健康の調査データセット(以下「JSTAR データセット」という)の利用申請に関する審査の基準を次のとおり定める。

1. 基本的考え方

JSTAR データセットは、高齢者個人の属性に関する情報を集約したものである。したがって、JSTAR データセットの利用申請の承認に当たっては、本機密データセットを適正に管理するために必要な措置を特に厳重に審査・要求しなければならない。

また、JSTAR データセットは、今後の社会保障や高齢者の方々への福祉サービスのあり方を企画立案する上で重要となるデータを収集することを目的として調査を実施して作成したものであり、JSTAR データセットの利用はその目的のために行われるものでなければならない。

このため、RIETI としては、JSTAR データセットの利用の要件として JSTAR データセットに含まれる属性情報の種類に応じた 3 レベルを用意することとし、そのレベルに応じた機密の保護管理を行うため、利用申請承認の要件を次のとおり定める。

なお、JSTAR データセットから作成される Codebook(個票のデータセットに含まれる変数及びその要約統計量)は RIETI の HP で一般に公表する。

2. JSTAR データセット作成関係者からの意見聴取

JSTAR データセットは、独立行政法人経済産業研究所及び 5 研究グループ⁽¹⁾脚注参照)がそれぞれ実施した調査結果を統合したものである。そのため、理事長は利用申請の

¹脚注 一橋大学経済研究所名誉教授高山憲之が研究代表者として科学研究費補助金(特別推進研究『世代間問題の経済分析』(平成 18 年度から 21 年度)及び特別推進研究『世代間問題の経済分析：さらなる進化と飛躍』(平成 22 年度から 26 年度))の交付を受けて補助事業を行った研究グループ、一橋大学経済研究所教授北村行伸が研究代表者として厚生科学研究費補助金『年金制度と引退プロセス・受益者の生活水準の相互関係に関する研究』(平成 19 年度、20 年度)の交付を受けて補助事業を行った研究グループ、東京大学大学院医学系研究科教授橋本英樹が研究代表者として厚生科学研究費補助金(「長寿科学総合研究事業」(平成 19 年度から 21 年度)、「政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)」(平成 22 年度から 23 年度)、「地球規模保健課題推進研究事業」(平成 24 年度から 25 年度))及び科学研究費補助金(基盤 A「幼少期における人的資本形成と中高齢者の健康格差の関連」(平成 24 年度から 28 年度))の交付を受けて補助事業を行う研究グループ、東京大学大学院経済学研究科教授市村英彦が研究代表者として科学研究費補助金「プログラム評価手法の開発：高齢者問題を念頭に」(平成 22 年度から 25 年度)の交付を受けて補助事業を行う研究グループ及び東京大学大学院経済学研究科教授澤田康幸が研究代表者として先端研究助成基金助成金「日本と世界における貧困リスク問題に関するエビデンスに基づいた先端的学際政策研究」(平成 22 年度から 25 年度)の交付を受けて補助事業を行う研究グループ

承認に当たって、これらの研究主体の主要研究者からなる委員会の意見を聞くこととする。

本委員会は、市村英彦、清水谷諭、高山憲之、北村行伸、橋本英樹及び澤田康幸の6氏のメンバー構成で発足する。

3. 属性情報の種類によるレベル設定及び利用申請承認の要件

(1) 調査対象者個人の住所(丁目・番地を含む)を含む JSTAR データセット：機密保護管理レベル UH(Ultra High)

①RIETI における研究プロジェクトにおいて利用する場合のみ承認する。それ以外の利用申請は承認しない。

②承認する場合には、RIETI の執務スペース内において RIETI 遠隔操作システム(SACSES)を使用することを利用条件として必ず設定する。

(2) 地域(10自治体)とのリンクをつけた JSTAR データセット：機密保護管理レベル VH(Very High)

①統計的手法による研究のための利用申請であって、以下の条件を満たす場合に認められる。

- i 機密データセットを統計的手法による研究にのみ用いること。
- ii 機密データセットを、利用申請書に記載した目的のみのために用いること。
- iii 機密データセットを用いて行った研究の成果が公表されること。
- iv 機密データセットを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。
- v 地域とのリンクをつけたデータセットが不可欠の研究内容であること。
- vi 次のいずれかに該当する申請であること。

ア. 統計的手法による研究の充実発展に資する研究のための申請であること。
このため、具体的には、一定水準以上の学術誌に掲載実績のある研究者の属する大学・研究機関に所属する研究者からの申請であること。

イ. 行政機関が統計的手法による研究により白書、審議会資料などの政策立案のための資料の作成に使用するための申請であること。

②承認する場合には、RIETI 遠隔操作システム(SACSES)の使用を利用条件として必ず設定する。

(3) 調査対象者個人の住所を含まず地域とのリンクのない JSTAR データセット：機密保護管理レベル H(High)

①統計的手法による研究のための利用申請にあっては、以下の条件を満たす場合に認められる。

- i 機密データセットを統計的手法による研究にのみ用いること。
- ii 機密データセットを、利用申請書に記載した目的のみのために用いること。
- iii 機密データセットを用いて行った研究の成果が公表されること。
- iv 機密データセットを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。

- v 次のいずれかに該当する申請であること。
 - ア. 統計的手法による研究の充実発展に資する研究のための申請であること。
このため、具体的には、一定水準以上の学術誌に掲載実績のある研究者の属する大学・研究機関に所属する研究者からの申請であること。
 - イ. 行政機関が統計的手法による研究により白書、審議会資料などの政策立案のための資料の作成に使用するための申請であること。

②大学又は高等専門学校における高等教育のための利用申請にあっては、以下の条件を満たす場合に認められる。

- i 機密データセットを統計的手法による研究に関連する教育にのみ用いること。
- ii 機密データセットを、利用申請書に記載した目的のみのために用いること。
- iii 機密データセットを用いて行った教育内容が公表されること。
- iv 機密データセットの学生又は生徒による利用を適正に管理するための措置について利用申請の際に併せて記載し、必要な措置が講じられることが確認されること。

③上記①、②のいずれの場合であっても、RIETI 遠隔操作システム(SACSES)の使用を利用条件とすることは必ずしも必要ない。

4. 利用申請書に添付する確認書

JSTAR データセットの利用申請の際には、利用しようとする者の機密保護に関する認識等を確認するための質問に対する回答書を、全利用予定者について添付させる。

質問内容は、以下のとおりとする。

- ①これまでデータの不正な使用を行ったこと、あるいは行ったと教授会などで認定されたことはありませんか。
- ②これまで論文の盗用を行ったこと、あるいは行ったと教授会などで認定されたことはありませんか。
- ③これまで科研費など研究資金の不正な利用を行ったこと、あるいは行ったと教授会などで認定されたことはありませんか。
- ④JSTAR の対象者となっている本人、あるいはその家族を個人的に知っていませんか。
- ⑤JSTAR 自体の遂行を妨害しようとした、あるいは妨害しようとしたとみなしうる行為をしたことはありませんか。
- ⑥上記の①～⑤について、万が一虚偽がある場合、データの使用、データ使用による論文の出版の中止はもちろん、所属機関への通告と実態調査の依頼、司法機関への告発を行なっても異議はありませんか。

附 則（平成 22・5・14 独経研第 9 号）

この通達は、平成 22 年 5 月 17 日から施行する。

附 則（平成 25・6・25 独経研第 7 号）

この通達は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。